

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年10月19日認可した。

平成21年10月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一里塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上川井地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 樋ノ口地区